

選定療養費の改定について

令和7年12月1日より選定療養費を以下のとおり改定いたします。

【初診時の選定療養費】

他の医療機関等で作成された紹介状を持たずに来院し、当院を初診で受診される方。

初診時に下記の金額を通常の診療費とは別にご負担いただきます。

- 注1) 当院受診中であっても、新たな診療科を受診する際に紹介状がない場合は初診患者扱いとなり、選定療養費が必要です。
- 注2) 救急、国の公費患者さんを除く

令和7年11月30日まで	令和7年12月1日より
【医科】 7,700円(税込) 7,000円(非課税)※	【医科】 11,000円(税込) 10,000円(非課税)※
【歯科】 5,500円(税込) 5,000円(非課税)※	【歯科】 11,000円(税込) 10,000円(非課税)※

【再診時の選定療養費】

当院通院中に病状が安定したため他の医療機関に紹介させていただきましたが、

ご自身の判断で引き続き当院に紹介状を持たずに受診された方。

受診時に下記の金額を通常の診療費とは別にご負担いただきます。

令和7年11月30日まで	令和7年12月1日より
【医科】 3,300円(税込) 3,000円(非課税)※	【医科】 3,300円(税込) 3,000円(非課税)※
【歯科】 2,750円(税込) 2,500円(非課税)※	【歯科】 3,300円(税込) 3,000円(非課税)※

※その診療費について消費税及び地方消費税を課さない場合

大阪公立大学医学部附属病院
病院長